

運営施設職員配置規則

(目的)

第1条 本基準は社会福祉法人国立保育会が運営もしくは運営を委託された認可保育所における常勤職員等の配置人数の上限を定めるものである。

(定義)

第2条 本基準を適用する認可保育所は、別表1に掲げる保育所とする。

2 本基準を適用する常勤職員等とは、別表2に掲げる職員とする。

3 本基準を適用する地域型保育事業における認可保育所とは、別表3に掲げる保育所とする。

(職員の定数)

第3条 地域型保育事業以外の認可保育所あたりの職員の定数は以下に示した人数以内とする。

1. 園長 1名

2. 主任専任保育士 1名

①国基準の配置基準とは別途、保育士を1人加配する。

②市区町村の独自加算の保育士と主任保育士専任加算保育士は兼任できない。

3. 保育士

認可定員数もしくは入所児童数のいずれか多い人数の、4月1日時点の年齢に応じて次のとおりとする。ただし、①から⑥については、小数点第1位まで算出し(第2位以下切り捨て)、①から⑥を合計した人数の小数点以下を切り上げる。⑨については小数点以下を四捨五入する。ただし、実施施設において最低1名は配置する。⑩については小数点以下を四捨五入する。ただし、最低3名は配置する。

①0歳児3名に対し1名

②1歳児5名に対し1名

③2歳児6名に対し1名

④3歳児20名に対し1名

3歳児15名に対し1名

⑤4歳児30名に対し1名

⑥5歳児30名に対し1名

⑦しょうがいのある児童を保育するにあたり、当該児童1名に対し、保育士1名の加増配置が適当であると理事長が判断した場合に1名

⑧アナフィラキシー症候群の児童を保育するにあたり、当該児童1名に対し、保育士1名の加増配置が適当であると理事長が判断した場合に1名

⑨一時保育利用定員7名に対し、常勤保育士1名と必要に応じて非常勤保育士の配置とする。

⑩その他

所管自治体の補助制度が適用される保育士を配置する。

4. 看護師 所管自治体の補助制度が適用される看護師を配置する。

5. 病後児保育看護師 1名

6. 調理員

別表 4 に基づき、配置する。ただし、非常勤調理員については、週勤務時間が 30 時間以上勤務する職員とする。

7. 用務員・事務員

必要に応じて配置する。

8. 副園長 必要人数

本条第 2 号から第 6 号の内数として配置する。

9. 副主任保育士 必要人数

本条第 3 号の内数として、必要に応じて配置する。

2 前項の定めによらず、公立保育園の委託園については委託契約のとおりとする。

3 地域型保育事業における認可保育所あたりの職員の定数は以下のとおりとする。

1. 施設長 1 名

2. 保育士・看護師・調理員・用務員・事務員 必要人数

地域型保育事業における認可保育所ごとに法例や自治体との契約により定められた人数とする。

(例外)

第 4 条 前条の定めに関わらず、法例や自治体との契約により定められた人数を下回らないこととする。

2 休暇休業中の職員については、休暇休業取得開始日の前日に在籍していた認可保育所に在籍しているものとする。

(適用基準日)

第 5 条 適用基準日を毎年 4 月 1 日とする。

(運用)

第 6 条 適用基準日に在籍する認可定員数もしくは入所児童数のいずれか多い人数に基づき職員を配置する。

2 認可保育所の保育士の配置については、以下の各号の要件を満たすよう努めることとする。

1. 主任保育士は保育実務経験 8 年以上または同等の経歴、識見、能力を有する者とする。

2. 各クラスリーダー保育士は保育実務経験 6 年以上または同等の経歴、識見、能力を有する者とする。

3. 常勤保育士のうち保育等の実務経験が 2 年以下の保育士の割合を第 3 条第 1 項第 3 号①から⑨を合計した人数の 30%以内とする

4. 男性保育士を複数配置する。

3 年度途中で職員の定数に著しい変動が生じた場合は、理事会等で協議する。

4 年齢別入所児童数が 20 名を超えた場合は複数担任とする。

(その他)

第 7 条 本基準に定めのない事項については理事会等で決定する。

付則

1. 本基準は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
2. 一部改正（第 2 条第 3 項、第 3 条第 2 項、第 2 項）し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
3. 一部改正（別表 1、別表 3）し、平成 29 年 4 月 1 日から施行
4. 一部改正（第 6 条第 2 項全部追加）
5. 一部改正（別表 1 第 2 条関係）
6. 一部改正（第 3 条第 3 号の⑦、⑧を改正）し、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。
7. 一部改正 第 3 条第 2 号、第 3 号、第 6 号および第 6 条の一部を改正し、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。
8. 一部改正（第 3 条第 1 項第 3 号⑨、同第 6 号及び 7 号を改正（以下号番号繰り下げ）し、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。）
9. 一部改正（第 3 条第 1 項本文、同項第 3 号⑩、同項第 4 号、同条第 2 項（以下項番号繰り下げ）、別表 4 を改正し、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。）
10. 一部改正（第 3 条 2 号、①②追加、第 3 号④、6 条 4 号追加、令和 4 年 4 月 1 日から施行する）
11. 一部改正 第 1 条改正 別表 2 改正
12. 一部改正 令和 5 年 4 月 1 日 別表 1 第 2 条関係改正

別表 1 第 2 条関係

- ・国立保育園
- ・北保育園
- ・西国分寺保育園
- ・富士本保育園
- ・練馬区立光が丘保育園
- ・きたひだまり保育園
- ・宮前おおぞら保育園
- ・上井草保育園
- ・国立ひまわり保育園
- ・練馬区立南大泉保育園
- ・杉並区立天沼保育園
- ・天沼保育園
- ・練馬区立氷川台第二保育園
- ・練馬区立下石神井第三保育園

別表 2 第 2 条 2 項関係

- ・就業規則が適用される職員
- ・契約職員就業規則が適用される職員
- ・嘱託職員就業規則が適用される職員
- ・非常勤職員就業規則が適用される職員の内、保育士であれば保育士資格、看護師であれば看護師資格、調理員であれば管理栄養士、栄養士、調理師資格保持者で 1 週当たりの

労働時間が 20 時間以上の職員

別表 3 第 2 条 3 項関係

- ・石神井公園こぐま保育園

別表 4 第 3 条第 1 項第 6 号関係

国立保育会調理員配置基準

定員	国基準	自治体加算	常勤	非常勤
50～75 名	2 名	2 名	2 名	2 名
76～100 名	2 名	2 名	3 名	1 名
101～125 名	2 名	2 名	4 名	0 名
126～150 名	2 名	2 名	4 名	1 名
151～ 名	3 名	3 名	4 名	2 名

非常勤職員とは、週 30 時間以上勤務する職員とする。

ただし、離乳食加算の適用が除外される施設については、非常勤職員を 1 名減ずることとする。

減ずる非常勤職員がない場合は、常勤職員を 1 名減じて非常勤職員を 1 名増やすこととする。